

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額 13 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から 59 年 5 月 31 日まで
A 社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から同年 12 月までの期間について、同年分の給与所得の源泉徴収票に記載の給与収入額から、報酬月額が 13 万 4,000 円以上であったことが確認できる上、同源泉徴収票に記載の社会保険料控除額から、標準報酬月額 13 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 59 年 4 月までの期間については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は

無いが、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚が保有する給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から認められる厚生年金保険料控除額は、申立期間当時において、いずれもオンライン記録にある標準報酬月額から求められる厚生年金保険料よりも高い額となっており、同社では、申立期間当時、当該同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。このため、申立人についてもこれらの同僚と同じ取扱いであったと推認されることから、申立人は、当該期間についても、引き続き標準報酬月額13万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主から確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、昭和54年4月1日から56年10月1日までは6万4,000円、同年10月1日から59年10月1日までは8万円、同年10月1日から60年3月26日までは8万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を54年4月から56年9月までは6万4,000円、同年10月から59年9月までは8万円、同年10月から60年2月までは8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月1日から60年3月26日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から59年12月までの期間について、54年分から59年分までの給与所得の源泉徴収票に記載の給与収入額から、報酬月額が9万円以上であったことが確認できる上、同源泉徴収票に記載の社会保険料控除額から、54年4月から56年9月までは標準報酬月額6万4,000円、同年10月から59年9月までは標準報酬月額8

万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額8万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和60年1月及び同年2月については、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票に記載の賃金額により、報酬月額が11万円以上であったことが確認できることから、当該期間についても、申立人は、標準報酬月額8万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、昭和54年4月から56年9月までは6万4,000円、同年10月から59年9月までは8万円、同年10月から60年2月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職票の賃金額において推認できる保険料控除額に見合う当該標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、同標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 42 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社における取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

B 社から C 社に事業所が移転したときの、昭和 42 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と氏名、生年月日及び基礎年金番号が同一の被保険者記録が確認でき、当該記録には被保険者資格取得日が昭和 42 年 1 月 1 日、資格喪失日が同年 6 月 1 日と記載されている。

また、B 社、A 社及び C 社の商業登記簿謄本によると、各事業所は、事業主を同一とする関連事業所であり、事業所の所在地も同一であることが確認できる。

さらに、B 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同時期の昭和 42 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで、A 社で被保険者記録があり、同年 6 月 1 日からは申立人と同様に C 社における被保険者記録が認められる複数の同僚からは「申立人も自分も途中で退職することは無く、継続して C 社に勤務していた。」旨の証言が得られている。

これらを総合的に判断すると、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断でき、事業主は、申立人が昭和 42 年 1 月 1 日に被保

険者資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月21日は42万円、同年12月25日は47万円、16年7月29日は42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月29日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び預金取引履歴明細表等により、申立人は、平成15年8月21日、同年12月25日及び16年7月29日にA社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 42 万円、申立期間②は 47 万円、申立期間③は 42 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月15日から39年4月1日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前に資格喪失している複数の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されており、その被保険者期間に係る事業所は、社会保険事務所（当時）の管轄も同一であることから、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金の計算の基礎とされていない事業所に係る被保険者名簿において、支給を意味する「脱」の表示が記載されているほか、オンライン記録において、計算の基礎となった脱退手当金の被保険者期間と支給月数が一致しておらず、その月数を補正処理しているなど、不自然な記録になっていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年1月まで

平成元年4月に母が、A村役場(現在は、B市役所A支所)で国民年金の加入手続を行い、その場でC課職員の女性から年金手帳を受け取り、保険料については会計窓口で銀行から派遣されていた女性に、年金手帳に現金を添えて納付したと母から聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる前に、母親が、A村役場窓口で国民年金の加入手続を行い、その場でC課職員の女性から年金手帳を受け取り、保険料については同役場内の会計窓口で銀行から派遣されていた女性職員に、年金手帳に現金を添えて納付したと主張しているが、申立期間のうち、平成2年11月以前の期間は申立人が20歳到達前の期間であり、国民年金の被保険者となることができない。

また、申立期間当時、申立人は、A村からD区に住所を異動していることから、同村では、国民年金の加入手続を行うことができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、B市役所A支所では、申立期間当時の国民年金の加入手続はA村役場のE課が取り扱っており、年金手帳及び現年度分保険料の納付書は加入者に送付していたと証言しており、申立人の母親の申述とは異なる上、その母親が保険料を納付したとする同村役場に派遣されていた元行員は、申立人の母親から保険料を受け取った記憶が曖昧であり、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、町内の集金において年に数回納付していたはずである。昭和56年2月16日に国民年金被保険者の資格を喪失していることになっているが、こちらでは何か手続した記憶は無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年2月に国民年金の被保険者資格に係る喪失手続を行った記憶は無く、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人のオンライン記録によれば、申立人は、被保険者資格を同年2月に喪失しており、その後の申立期間が未加入期間となっている上、居住するA市の国民年金被保険者名簿においても未加入期間とされており、記載内容に不自然な点は無いため、申立期間については未加入期間であったことがうかがえる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間当時の記憶が明確でなく、当時、町内の集金が実際にどのように行われたかが不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から平成6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から平成6年12月まで

私は、元夫の国民年金保険料と一緒に集金人に二人分の保険料を納付したことを覚えている。国民年金手帳は火事で焼失してしまったので持っていないが、申立期間について、元夫の保険料の納付記録があるのに、私の記録が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、居住していたA村（現在は、B市）の自治会の年金担当役員から国民年金の加入を勧められ加入手続を行い、保険料を元夫の分と一緒に集金人に納付したと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び場所並びに保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧である上、国民年金手帳を受け取った記憶が無いと申述している。

また、申立期間は308か月と長期間であり、申立人には申立期間以外にも未加入期間が存在する上、申立期間当時、申立人が居住していたA村及びC市並びに管轄の社会保険事務所(当時)においても申立人に係る紙媒体の国民年金被保険者台帳及び磁気データの存在が確認できず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 7 日から同年 7 月 2 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 54 年 5 月 7 日に入社した際、同社から厚生年金保険の加入の話があったので、当初から厚生年金保険に加入しているものと思っていたら、申立期間について加入していないことが年金事務所からの通知により判明した。58 年 4 月に同社を退職後、国民年金の加入手続に市役所に行ったときに厚生年金保険と国民年金の二重加入だと言われ、後日、54 年 5 月分及び同年 6 月分の国民年金保険料が還付された。このように、当時、厚生年金保険に加入していたことから国民年金保険料が還付されたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び雇用保険の記録により認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 54 年 7 月 2 日であり、申立期間においては適用事業所となっておらず、また、同日より前に同事業所が適用事業所になった形跡は見られない。

また、B社に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時の資料が無く、また、当時の事情を知る者もないため、明確な回答をすることはできないが、A社は、C社から独立して昭和 54 年 5 月 1 日に設立された会社であり、A社における社会保険事務所（当時）への厚生年金保険の適用の届出が遅れたことにより、申立人の申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間とされなかったものと思慮される。また、当時、C社から当社へ移籍し、現在も当社に勤務し

ている社員に当時の給与明細書を提出させたところ、54年6月及び同年7月支給分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できたことから、申立人についても給与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、C社からA社に移籍した従業員の被保険者記録を確認したところ、すべての従業員が昭和54年5月1日から同年7月2日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月頃から 47 年 8 月頃まで

A社に昭和 45 年 4 月頃から 47 年 8 月頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申述しており、当時の同社の様子や事業主、同僚の名前等について具体的に記憶している。

しかしながら、B社の関連会社の事業主は「申立期間当時においても、A社ではなく、B社である。B社は、本業として飲食店を経営していたが、平成8年9月に廃業しており、申立人が勤務していたかどうかは、既に社員名簿などの関係資料が無く確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主及び申立人が名前を挙げている同僚については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、当時の厚生年金保険法によると、飲食店等のサービス業は厚生年金保険の非適用業種であり、法人事業所、個人事業所、従業員の人数にかかわらず、厚生年金保険への加入は任意であったところ、前述した関連会社の事業主は「当時、B社は強制適用事業所でなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないことから、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成4年7月1日から6年10月1日までの期間の標準報酬月額が、就労時に支給された給料額よりも低くなっていると思う。申立期間における標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社に係る申立期間前の平成4年6月までの標準報酬月額が53万円であるにもかかわらず、申立期間における標準報酬月額が41万円ないし47万円に下がっていることに疑問があるとして、給与明細は無いものの、給与は50万円ぐらい支給されていたので、申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい旨を主張している。

しかしながら、当該事業所の社会保険事務担当者は「当時の給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金等の資料は保管していないものの、当社の規定では、従業員が57歳の誕生日後の翌期の4月1日から給与が自動的に下がる。申立人の場合にも、57歳の誕生日を迎えた平成3年には53万円だった標準報酬月額が、翌期となる4年4月1日から41万円に給与が下がっていることから、申立期間においても継続した3か月間の給与を基に同年7月に行われた随時改定により、標準報酬月額が下がっているのだと思う。また、6年10月1日に標準報酬月額が53万円に戻っていることについては、二人の子供が進学したことにより手当が付いたためと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時の同僚は「会社から給与テーブルが社員に配布されていたので、57歳から給与が下がることは知っていた。」旨を申述している上、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、申立人の生年月日に近い複数の同僚のオンライン記録を確認したところ、一様に、57歳の誕生日後の翌期の4月に給与が下がったことを原因として、その7月において随時改定が行われていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額である事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然さはなく、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から26年3月1日まで
A社に継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細等はないが、確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間当時に勤務していた同僚は「申立人は、申立期間には退職していたと思う。申立人の後任で男性が入社して来ていた。」と証言しているほか、申立期間中の昭和25年12月に入社した同僚は「申立人は、自分と同じか後に入社している。」と証言していることなどから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、当時の人事記録及び給与明細等の書類を確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和23年1月1日に被保険者資格を喪失した後に、26年3月1日に同事業所において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。